

静岡市長 難波 喬司 様

令和7年度
静岡市農業施策に関する
意見書

令和6年10月

静岡市農業委員会

日頃より、農業委員会活動に対し、多大なるご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本市農業委員会では、現在、19人の農業委員及び37人の農地利用最適化推進委員による体制のもと「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など、農地等の利用の最適化の推進に向けた活動を行っているところです。

昨今の農業情勢につきましては、農業者の高齢化や担い手不足が進展する中、荒廃農地の増加や野生鳥獣による被害に加え、近年では自然災害による被害や生産資材価格の高騰等により、農業所得の低下や農業者の生産意欲の減退が危惧される所であり、特に本市主要農産物である茶については危機的な状況であると認識しております。

このような状況の中で、今後の持続可能な農業を実現していくためには、農業者一人ひとりが将来を見据え、前向きに農業経営に取り組める環境を創出していくことが重要であります。

本意見書は、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、これまでの農業委員会の活動を通して得た知見から、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案する市の関係部署の皆様に対しまして、具体的な意見を提出するものでございます。

つきましては、令和7年度の施策展開及び予算措置について、特段のご配慮をお願いいたします。

令和6年10月4日

静岡市農業委員会 会長 徳田 雅亮

1 大規模自然災害における農業経営復旧支援

近年、気候変動を起因とした台風やゲリラ豪雨などの自然災害が毎年のように全国各地で頻発し、今年についても8月下旬に発生した台風10号により、農業における被害がいくつか確認されました。

令和4年9月に発生した台風15号の際には、市内各地で農地の崩壊や農業用施設の損傷等の被害が確認され、市においては国の農地災害復旧事業や市独自の支援事業の実施により、多くの農業者の営農継続に寄与したところです。

このような状況において、農業委員会としても、今後農業者に対して農業共済や収入保険への加入など自助努力を促していきませんが、大規模な自然災害が発生し、市内農業に甚大な被害が及んだ場合には、農業者が安心して早期に営農再開できるよう国や県への支援要請を働き掛けるとともに、国県事業で対象とならないような取組については市独自の支援策を引き続き講じるよう検討されたい。

2 農地利活用の推進（荒廃農地再生・集積促進事業の見直し）

農業者の高齢化や後継者不足、農作物価格の低迷等により、耕作が行われず荒廃化が進行した農地の占める割合は年々増加傾向にあり、荒廃農地は農作物に被害をもたらす野生鳥獣の棲み家となるほか、農地集約の阻害要因になるなど、周辺環境へ悪影響を及ぼしています。

現在、市では独自の補助事業を実施しているところですが、農地の再生利用に取り組む農業者、特に、就農初期の経営が脆弱である新規就農者等に対して、優良な農地の確保及び効率的かつ安定的な農業経営の一助とするとともに、より多くの荒廃農地が解消されるよう、事業の見直しと予算の確保を図られたい。

3 農地利活用の推進（農地集約に向けた新たな支援）

市では農地の利用の効率化と高度化を図るため、意欲ある担い手に対して農地の集積を行っていますが、狭小地や不整形地、中山間地域の傾斜地など、耕作に不利な条件の農地では借り手が見つからず、農地の引継ぎが十分に行われていないのが現状です。

このような中、農業委員会では市と連携し、農地利用の将来計画でもある「地域計画」の令和6年度末の策定に向け、農地の所有者や借受者の意向を把握したうえで、地域での話し合い（協議の場）を実施しており、農業委員や農地利用最適化推進委員が参画しているところです。

今後、この「地域計画」の策定、更新を進めていく中で、単体では効率的に活用される見込みがない農地をまとまりのある一団の農地に集約することで、担い手が借りやすい農地を創出するとともに、茶など本市主要農産物の生産性・収益性の向上による安定的な所得確保が図られるよう支援を検討されたい。

4 有害鳥獣対策の推進（野生鳥獣被害防除事業の交付要件緩和）

現在の農業において、野生鳥獣被害の対策を行わずに営農を継続していくことは困難な状況となっています。

このような状況において、市では野生鳥獣被害防除事業における助成を実施しているところですが、個別型を利用した場合、申請者には5年間は申請できない交付制限があり、農地の集積・集約化が推進されている中、新たに規模拡大した農地においては当該事業が活用できず、多くの農業者からは被害防除が進みづらいという声が寄せられています。

意欲ある担い手が安心して経営規模を拡大することは、野生鳥獣の棲み家となり得る遊休化・荒廃化した農地の解消にも繋がることから、野生鳥獣被害防除事業の交付制限の緩和について検討されたい。